8　各締約国は、他の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。各締約国は、免許要件又は資格要件に試験の合格を含む場合には、実行可能な限り次のことを確保する。

(a)　当該試験が合理的な期間ごとに行われること。

(b)　関心を有する者が出願を行うことができるように合理的な期間を与えること。

9　各締約国は、自国の法令に従い、他の締約国のサービス提供者が当該他の締約国の領域において取引する際に用いる事業上の名称を使用することを不当に制限することなく許可する。

10　1から9までの規定は、第八・七条（特定の約束に係る表）又は第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って締約国が行う約束により第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定の対象とならない分野又は措置については、当該分野又は措置がこれらの規定の対象とならない限りにおいて、適用しない。

第八・十六条　承認

1　締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するに当たり、また、4に規定する要件に従い、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法によって行うことができるものとし、当該いずれかの国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に与えることができる。

2　1に規定する協定又は取決めの当事国である締約国は、要請があった場合には、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来におけるものであるかを問わず、他の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための適当な機会を与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国の領域において得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであることを明らかにするための適当な機会を与える。

3　第八・六条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明に承認を与えることを要求するものと解してはならない。

4　締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たって他の締約国との間で差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

5　承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。締約国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準及び自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し、及び採用するため、関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

6　各締約国は、附属書八Ｃ（自由職業サービス）に定めるところにより、自由職業サービスの貿易の円滑化（自国の領域内の関連機関に対して承認に関する協定又は取決めのための交渉を開始するよう奨励することを含む。）に努める。

第八・十七条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第八・四条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外であり、かつ、当該締約国の約束の対象であるサービスの提供に当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の領域において当該約束に反する態様で自己の独占的地位を濫用して活動しないことを確保する。

3　締約国は、他の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可する当該他の締約国に対して関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の領域においてこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八・十八条　商慣習

1　締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条（独占及び排他的なサービス提供者）の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認識する。

2　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、1に規定する商慣習を撤廃するために協議を開始する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報であって公に利用可能なものを提供することによって協力する。また、要請を受けた締約国は、自国の法令に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関する適切な協定の締結を条件として、利用可能な他の情報を要請を行った締約国に提供することができる。

第八・十九条　支払及び資金の移転

1　締約国は、第十七・十五条（国際収支の擁護のための措置）に規定する場合を除くほか、自国の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転又は支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に適合する為替の利用を含め、ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に基づくＩＭＦの加盟国としての締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十七・十五条（国際収支の擁護のための措置）の規定に基づく場合及びＩＭＦの要請がある場合を除くほか、資本取引に関するこの章の規定に基づく自国の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八・二十条　利益の否認

1　締約国は、次のサービスの提供及びサービス提供者については、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　サービスが非締約国の領域から又はその領域において提供されていることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供

(b)　法人であるサービス提供者が他の締約国のサービス提供者でないことを当該締約国が証明する場合における当該サービス提供者

(c)　海上運送サービスの提供について、(ii)に規定する船舶によってサービスを提供していることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供

(i)　非締約国の法令に従って登録されている船舶

(ii)　船舶を運航し、又はその全体若しくは一部を利用する非締約国の者

2　締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者によって所有され、又は支配されている法人である場合において、当該締約国が当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置（当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものに限る。）を採用し、又は維持するときは、当該サービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

第八・二十一条　セーフガード措置

1　締約国は、サービス貿易一般協定第十条の規定による多数国間の場における更なる進展が得られるまでの間、セーフガード措置の組込みについて見直しを行う。

2　締約国は、この章の規定に基づく自国の約束の実施が困難となった場合には、他の締約国に対し、当該困難に対処するための協議を要請することができる。

第八・二十二条　補助金

1　第八・二条（適用範囲）3(b)の規定にかかわらず、締約国は、サービス貿易一般協定第十五条の規定に基づいて合意される規律を踏まえ、当該規律をこの章の規定に組み入れることを目的として、サービスの貿易に関連する補助金に係る規律の問題について見直しを行う。

2　締約国は、サービスの貿易に関連する他の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、当該他の締約国に対し、その問題についての協議を要請することができる。要請を受けた締約国は、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

3　いずれの締約国も、この条の規定に基づく要請若しくは協議又はこの条の規定の下で生ずるいかなる紛争についても、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。